

平成 3 0 年 6 月

第 3 回 人 吉 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案

人 吉 市

平成30年6月第3回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第48号	平成30年度 人吉市一般会計補正予算（第2号）
議第49号 議第50号	人吉市空き家等対策の推進に関する条例の制定について 人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868 条例の一部を改正する条例の制定について
議第51号 議第52号	人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運 営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制 定について
議第53号	人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第54号	人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の制定につい て
議第55号	損害の賠償について
議第56号 議第57号	教育長の任命につき同意を求めることについて 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
報第 1号	平成29年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告に ついて
報第 2号	平成29年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報 告について
報第 3号	平成29年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の 報告について
報第 4号	平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計 算書の報告について
報第 5号	くま川下り株式会社の経営状況について（第56期決算 報告書及び第57期事業計画書）

- 議第49号 人吉市空き家等対策の推進に関する条例の制定について
議第50号 人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868
条例の一部を改正する条例の制定について
議第51号 人吉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議第52号 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制
定について
議第53号 人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
議第54号 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例の制定につい
て

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

平成30年6月4日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉市空き家等対策の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、人吉市（以下「市」という。）の空き家等に関する施策の推進に関し必要な事項を定めることにより、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等の生命、身体又は財産の保護及び生活環境の保全を図るとともに、地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「市民等」とは、市内に居住し、滞在し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内で事業その他活動を行う個人、法人若しくは団体をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(紛争解決の原則)

第3条 市内において空き家等に係る紛争が生じた場合は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。

(市の責務)

第4条 市は、空き家等に関する必要な施策を総合的かつ計画的に実施し、空き家等に関する必要な措置を適切に講ずるとともに、所有者等及び市民等に対し、空き家等の適切な管理に関する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、空き家等に対する必要な施策を実施するため、市民等、事業者、専門家、専門的な知識及び経験を有する団体並びに地域団体等と連携を図るよう努めるものとする。

(所有者等の責務)

第5条 所有者等は、空き家等の周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任及び負担において必要な措置を講じ、空き家等を適切に管理しなければならない。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、市が実施する空き家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 特定空き家等であると疑われる空き家等を発見した市民等は、速やかに市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 不動産業、建設業その他空き家等の活用に係る事業を営む者は、市が実施する空き家等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(特定空き家等の認定)

第8条 市長は、法第9条第1項及び第2項の規定により調査した空き家等が、市長が別に定める基準により必要と認める場合は、当該空き家等を特定空き家等として認定するものとする。

(緊急安全措置)

第9条 市長は、特定空き家等の老朽化、管理不全その他の要因により、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していることが明白である場合は、当該特定空き家等に必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講ずるときは、当該特定空き家等の所有者等に対し、当該緊急安全措置に係る概要その他必要な事項を通知（所有者又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告）をしなければならない。

3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該空き家等の所有者等に対し、当該緊急安全措置に要した費用を徴収する。

(関係機関との連携)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、警察、消防その他の関係機関に対し、当該空き家等の所有者等に関する情報の提供、当該関係機関の権限に基づく措置の実施その他必要な協力を求めることができる。

(空き家等対策協議会)

第11条 法第7条第1項の規定に基づく事項その他空き家等に関する施策の推進に関し、適正かつ円滑な運用を図るため、人吉市空き家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について調査協議を行うものとする。

(1) 法第6条第1項に規定する空き家等対策計画の作成若しくは変更又は実施に関すること。

(2) 法第14条に規定する特定空き家等に対する措置に関すること。

(3) 第8条に規定する特定空き家等の認定に関すること。

(4) その他空き家等に関する施策の推進に関し、市長が必要と認める事項

3 協議会は、市長及び市長が委嘱する9人以内の委員で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第11条及び附則第3項の規定は、平成30年7月1日から施行する。

(人吉市廃屋対策条例の廃止)

2 人吉市廃屋対策条例（平成24年人吉市条例第13号）は、廃止する。

(人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年人吉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1男女共同参画推進審議会の部の次に次のように加える。

空き家等対策協議会	会長	日 6,000円
	委員	日 5,500円

(提案理由)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に定めるもののほか、市の空き家等に関する施策の推進に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものである。

議第50号

人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例 の一部を改正する条例

人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868条例（平成27年人吉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100円」を「200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条の規定は、施行日以後のミニトレイン及びレイルバイクの使用に係る使用料について適用し、施行日前のミニトレイン及びレイルバイクの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

人吉鉄道ミュージアムMOZOCAステーション868のミニトレイン及びレイルバイクの使用料を改定するため、条例の一部を改正するものである。

議第51号

人吉市印鑑条例の一部を改正する条例

人吉市印鑑条例（昭和53年人吉市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「印鑑登録の申請」の次に「（以下「登録申請」という。）」を加え、同条第2項中「場合の確認」を「場合における前項の確認」に改め、同条第3項中「当該申請」を「当該登録申請」に改める。

第5条第1項中「できない」を「しないものとする」に改め、同項第5号を次のように改める。

(5) 印影を鮮明に表しにくいもの

第5条第1項第6号中「適当でないもの」を「市長が適当でないと認めるもの」に改める。

第6条第1項中「「登録証」という。）を」の次に、「登録申請者又はその代理人に対し、」を加え、同条第2項中「前項の場合」の次に「において」を加え、「場合は」を「ときは」に改める。

第7条第1項中「印鑑登録証再交付申請書により」を「印鑑登録証再交付申請書に」に、「引替えのための」を「対して」に改め、同条第2項中「確認したうえ」を「確認した上」に改める。

第8条第1項中「に登録された印鑑を添えて」を「により」に改める。

第9条第1項を削り、同条第2項中「前項の届出があつたときは審査したうえ、又は登録事項」を「印鑑票の登録事項（印影を除く。）」に改め、同項を同条とする。

第10条第3項を削る。

第11条第1項中「ときは、」の次に「審査の上、職権で」を加え、同項第5号中「理由」を「事由」に改める。

第12条の見出しを「（印鑑登録証明書）」に改め、同条第2項中「定めるものをいう。」の次に「以下同じ。」を加える

第13条第1項中「登録証を持参し、印鑑登録証明交付申請書により、市長に印鑑登録証明書の交付を申請することができる」を「印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合には、印鑑登録証明交付申請書に、登録証を添えて、市長に交付の申請をしなければならない」に改め、同条第2項中「確認したうえ」を「確認した上」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定にかかわらず、登録者は、行政手続における特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）及び暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第5項に規定する利用者証明利用者検証番号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号をいう。）を使用して、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑登録証明書が印刷されるものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第13条第4項を削る。

第14条の見出しを「（印鑑登録証明書交付の拒否）」に改め、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 個人番号カードに記録された電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき（前条第3項の申請に限る。）。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条（第3項に係る部分に限る。）及び第14条の改正規定は、平成30年10月1日から施行する。

（提案理由）

印鑑登録証明書をコンビニエンスストア等で交付するための規定の追加その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第 5 2 号

人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年人吉市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 1 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 5 3 号

人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

人吉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例（平成 2 6 年人吉市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和 2 4 年法律 1 4 7 号）第 4 条に規定する免
許状を有する者

第 1 1 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が
適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚
生労働省令第 6 3 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するもので
ある。

議第54号

人吉市まち・ひと・しごと総合交流館条例

(設置)

第1条 日本遺産をはじめとする観光振興の拠点及び起業創業支援等による商工振興の拠点として、人吉球磨地域外からの来訪者並びに当該地域内の住民及び事業者が集い交流できる場を創出し、地域の活性化を図るとともに、新たな事業及び雇用の創出による経済振興に寄与するため、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館（以下「総合交流館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合交流館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 人吉市まち・ひと・しごと総合交流館
- (2) 位置 人吉市相良町4番地2

(愛称)

第3条 市長は、前条に規定する総合交流館に愛称を定めることができる。

(業務)

第4条 総合交流館は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 人吉球磨地域の日本遺産構成文化財その他の観光資源の情報を発信し、かつ、来訪者を案内する業務
- (2) 温泉施設等の運営に関する業務
- (3) 起業及び創業支援に係るコーディネート並びに商工振興に係る各種情報を収集及び発信する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合交流館設置の目的達成に必要な業務

(職員)

第5条 総合交流館に、館長その他の職員を置く。

(使用の許可)

第6条 総合交流館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、総合交流館の管理上必要な条件を付することができる。

(入館料及び使用料)

第7条 総合交流館の入館料は、無料とする。

2 前条第1項の規定により総合交流館の使用の許可を受けた者（以下

「使用者」という。)は、別表に定める使用料を支払わなければならない。

3 使用者は、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、天災その他使用者の責めによらない理由により総合交流館を使用することができなくなった場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上その他必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条第2項の使用料を減免することができる。

(入館又は使用の制限)

第9条 市長は、入館者(入館しようとする者を含む。以下同じ。)又は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、使用を制限し、又は退去させることができる。

(1) 公益を害し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 展示品又は施設設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 公序良俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(4) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(損害賠償)

第10条 入館者又は使用者が、総合交流館の施設、附属設備、展示品若しくは機材機器を破損し、又は滅失した場合は、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(所管)

第11条 総合交流館の管理及び運営の所管は、市長が別に定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

別表(第7条関係)

1 温泉施設(次表に係る使用を除く。)

区分	使用料(1人1回につき)
中学生以上	350円

3歳以上中学生未満	100円
-----------	------

2 温泉施設（回数券）

区分	使用料
	回数券（15回券）
中学生以上	3,500円

3 その他の温泉施設

名称	区分	使用料（1時間につき）
家族風呂	中学生以上（2人まで）	1,000円
	中学生以上1人増すごと（加算）	50円

備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間とみなす。

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、人吉市まち・ひと・しごと総合交流館の設置及び運営に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものである。

議第 5 5 号

損害の賠償について

市は、公用車接触事故に関し、次のとおりその損害を賠償する。

1 賠償の理由

平成 2 9 年 7 月 2 1 日午後 3 時頃、市公用車が、市道人吉矢岳線を矢岳町方面へ走行中、当該市道のカーブにおいて対向車の相手方車両と接触し、双方の車両が損傷した事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものである。

2 賠償の額

2 8 , 4 1 5 円

3 賠償（和解）の相手方

4 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。

平成 3 0 年 6 月 4 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

法律上その義務に属する損害賠償の額の決定については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決が必要である。

議第56号

教育長の任命につき同意を求めることについて

人吉市教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

末次 美代

平成30年6月4日提出

人吉市長 松岡 隼人

(提案理由)

教育長を任命するに当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意が必要である。

議第57号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

人吉市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

小 川 百 合 子

平成30年6月4日提出

人吉市長 松岡 隼人

ある。

報第1号

平成29年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、平成29年度人吉市一般会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成30年6月4日提出

人吉市長 松岡 隼人

報第2号

平成29年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、平成29年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成30年6月4日提出

人吉市長 松岡 隼人

平成29年度 人吉市一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源			
						既収入 特定財源	未収入特定財源							
							国庫支出金	県支出金	地方債	その他				
				円	円	円	円	円	円	円	円			
2	1	6	財産管理費	旧商工センター解体撤去事業	27,000,000	27,000,000			24,300,000		2,700,000			
				13	市庁舎建設建設事業費	1,620,000	1,620,000					1,620,000		
				13	市庁舎建設建設事業費	175,000,000	84,908,000			84,900,000		8,000		
6	1	5	農地費	8,100,000	3,238,000		2,200,000	600,000	300,000		138,000			
7	1	5	(仮称)まち・ひと・しごと総合交流施設整備事業	3,175,000	3,175,000						3,175,000			
8	1	1	土木総務費	要緊急安全確認大規模建築物耐震化支援事業	7,882,000	7,882,000		3,941,000	1,970,000			1,971,000		
				2	道路維持費	12,646,000	8,246,000		4,105,000		2,800,000		1,341,000	
				3	道路新設改良費	道路改良事業 下林北願成寺線(中林町工区)	3,650,000	3,650,000						3,650,000
						道路改良事業 蟹作地内第4号線用地取得費	223,000	223,000						223,000
						社会資本整備総合交付金事業 下林北願成寺線(中林町工区)	34,189,000	23,889,000		13,287,000		9,100,000		1,502,000
						社会資本整備総合交付金事業 下林北願成寺線(瓦屋町工区)	21,311,000	13,111,000		7,071,000		4,800,000		1,240,000
				人吉・球磨スマートIC整備事業	242,127,000	186,376,000		105,468,000		72,600,000	8,308,000	0		
	3	2	住宅建設費	141,012,000	76,117,000		53,095,000		18,800,000		4,222,000			
	4	3	公園整備費	社会資本整備総合交付金事業 瓦屋公園等施設改築事業	34,800,000	12,443,000		5,736,000		5,200,000		1,507,000		
				4	街路事業費	67,000,000	37,914,000		20,914,000		13,700,000		3,300,000	

平成29年度 人吉市一般会計 繰越明許費繰越計算書

款	項	目	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
						既収入 特定財源	未収入特定財源			その他	
							国庫支出金	県支出金	地方債		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
10 教育費	2 小学校費	3 学校建設費	小学校屋外トイレ建設事業	31,000,000	19,740,000				19,700,000		40,000
			小学校屋内運動場非構造部材耐震化事業	20,500,000	20,500,000		6,496,000		12,800,000		1,204,000
	3 中学校費	3 学校建設費	中学校屋内運動場非構造部材耐震化事業	14,000,000	14,000,000		4,435,000		8,700,000		865,000
	7 学校給食センター費	1 学校給食センター運営費	学校給食センター配送車購入事業	6,700,000	6,700,000						6,700,000
計				851,935,000	550,732,000	0	226,748,000	2,570,000	277,700,000	8,308,000	35,406,000

報第3号

平成29年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成29年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成30年6月4日提出

人吉市長 松岡 隼人

平成29年度人吉市水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	説明
						企業債	工事負担金	当年度分損益勘定留保資金		
1	資本的建設改良費	古仏頂水源環境整備工事	円 6,318,000	円	円 6,318,000	円	円	円 6,318,000	円 0	古仏頂水源環境整備測量設計業務委託において、湧水箇所の確認等に日数を要し、入札の不備も伴い、年度内完了が困難であったため。
		井ノ口減圧弁改良工事	2,592,000		2,592,000			2,592,000	0	減圧弁の突発的な不具合があり、緊急的な工事の実施により、適正工期の確保ができなくなり、年度内完了が困難となったため。
		原城配水池詳細設計業務委託	14,580,000		14,580,000			14,580,000	0	原城配水池基本設計業務委託報告書の検証に不測の日数を要し、年度内完了が困難であったため。
		井ノ口第二水源自家発電施設設計業務委託	4,212,000		4,212,000			4,212,000	0	井ノ口第二水源地質調査業務委託において、現地調査に不測の日数を要し、年度内完了が困難であったため。
計			27,702,000		27,702,000			27,702,000	0	

報第4号

平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成30年6月4日提出

人吉市長 松岡 隼人

平成29年度人吉市公共下水道事業特別会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務	翌年度	左の財源内訳			不用額	説明
				発生額	繰越額	国庫支出金	企業債	当年度分 損益勘定 留保資金		
			円	円	円	円	円	円	円	
1	資本的支出	1 建設改良費 矢黒町汚水中継ポンプ場改築更新工事委託	73,000,000	32,000,000	41,000,000	20,500,000	18,400,000	2,100,000	0	入札の不調に伴い、不測の日数を要し、年度内完了が困難であったため。
計			73,000,000	32,000,000	41,000,000	20,500,000	18,400,000	2,100,000	0	

